

京都府後期高齢者医療広域連合旅費条例

平成19年2月8日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員(特別職の職員を除く。以下同じ。)に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員に支給する旅費の額及び支給方法については、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。